

入札説明書

この入札説明書は、令和8年3月10日付けにより公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当官 北海道警察会計担当官 友井昌宏

2 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称、規格及び予定数量

PrepFiler Express™ Forensic DNA Extraction Kit 外 10 品目（別紙1のとおり）

(2) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 納入場所 北海道警察本部科学捜査研究所

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度内閣府競争入札参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。

(4) 警察庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8520

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011-251-0110 内線 2253

5 提出書類

入札に参加しようとする者は、3の(3)に掲げる資格を証明する書類を令和8年3月19日までに提出すること。

6 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月27日(金)午後2時40分

(郵便等による入札の場合は令和8年3月26日(木)午後5時00分必着とする。)

(2) 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

(3) 開催日時 (1)に同じ

(4) 改札場所 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 郵便等による入札

郵便等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。)による入札は認める。ただし、郵

便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り再度入札に参加することはできない。

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、予決令第 79 条の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（以下「入札総価額」という。）が最低である者を落札者とする。
- (2) 再度の入札に付し、落札者がいないときは、次の方法により随意契約を行う。
入札参加者のうち、入札総価額が少ない順に 2 位までの者による見積合わせとする（上合計額 1 位の者が 2 者以上の場合は 1 位の者のみを、上記合計額 1 位の者が 1 者で 2 位の者が 2 者以上の場合は 2 位までの者すべてを参加させる。）。

10 契約書作成の要否

要する。

11 その他

(1) 入札の無効

開札の時ににおいて、3 に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約したものとす。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(3) 人権尊重の確保

入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する額（単価）を記載すること。

なお、入札書に記載された金額に、当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520

北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

電話番号 011-251-0110 内線 2253

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札は、公開する。

(9) この入札に参加する者は、競争契約入札心得を承知すること。

(10) 2 の(1)の予定数量は見込数であり、その数量を約束するものではない。

別紙 1

品名	規格	予定数量
PrepFiler Express™ Forensic DNA Extraction Kit	ライフテクノロジー・システムズ 4441352	40 式
Quantifiler™ HP DNA Quantification Kit	ライフテクノロジー・システムズ 4482911	15 式
MicroAmp™ Reaction Tube with Cap, 0.2mL	ライフテクノロジー・システムズ N8010540	11 箱
Yfiler™ Plus PCR Amplification Kit	ライフテクノロジー・システムズ 4484678	8 式
POP-4™ Polymer, for 3500/SeqStudio™ Flex	ライフテクノロジー・システムズ 4393715	43 個
Conditioning Reagent, for 3500/SeqStudio™ Flex	ライフテクノロジー・システムズ 4393718	43 個
GeneScan™ 600 LIZ™ dye Size Standard v2.0	ライフテクノロジー・システムズ 4408399	17 箱
MicroAmp™ Optical 96-Well Reaction Plate	ライフテクノロジー・システムズ N8010560	20 箱
Septa for 96-Well Plates, for 3500/SeqStudio™ Flex	ライフテクノロジー・システムズ 4412614	10 箱
Cathode Buffer Container(CBC), for 3500/SeqStudio™ Flex	ライフテクノロジー・システムズ 4408256	7 箱
Anode Buffer Container(ABC), for 3500/SeqStudio™ Flex	ライフテクノロジー・システムズ 4393927	7 箱

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、北海道警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。